

発行 豊前商工会議所 〒828-0021 豊前市八屋2013-2 TEL0979-83-2333(代) 発行責任者 米谷 剛

HP◆<http://www.buzen-cci.or.jp/> e-mail◆[buzencci@lime.ocn.ne.jp](mailto:buzencci@lime.ocn.ne.jp)

## 豊前商工会議所青年部・豊前商工会議所女性会

### 定時総会を開催し役員等を承認

#### 豊前商工会議所青年部定時総会

豊前商工会議所青年部は、去る4月21日(木)ニューいすみにおいて、第43回定時総会を開催し、令和3度事業報告及び収支決算、令和4年度事業計画案及び収支予算案について審議を行い、満場一致で原案通り承認可決されました。

また、同総会では、新年度の組織構成案の承認も行われ、臨時総会で内定していた岡村俊幸(岡村理美容美容館)会長のもと、「共挑共進」共に挑戦、共に成長を、スローガンに新たな組織がスタートしました。

市民の皆様をはじめ、関係者の皆様には、これからも、青年部活動にご支援を賜りますよう、お願い致します。

#### ◆青年部役員

副会長	岡村俊幸
会長	柳井健吾
専務理事	末松弘騎
常務理事	堀田宗一郎
直前会長	爪丸友人
監事	和泉剛介
地域交流委員長	末吉俊太郎
PR委員長	今村健太
ビジネス向上委員長	朝田徹
	岡本一平
	緒方利彰

※青年部の任期は1年になります。



青年部定時総会での記念写真

#### ◆豊前商工会議所女性会定時総会

豊前商工会議所女性会は、去る4月22日(金)ニューいすみにおいて、令和4年度の定時総会を開催し、令和3年度の事業報告及び収支決算の承認並びに、令和4年度の事業計画案及び収支予算案について審議し、原案通り承認決定されました。

また、同総会では、役員任期満了による、組織構成の承認も行われ、後藤眞利子会長(後藤自動車工場)が再任されました。

昨年度の女性会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、多くの活動が制限される中、会員向けの講習会等を行

うなど、自己研鑽に努める年と致しました。

#### ◆女性会役員

副会長	後藤眞利子
会長	若本恵美子
理事	坪根千里
	有古幸恵
	磯永良子
	岸本千寿子
	久志野則子
	黒江千登勢
	栗焼東美
	末吉敏江
	平良純子
	松田栄子
	和泉悦子
	高野眞知子

※女性会は2年任期です。



女性会定時総会での記念写真



中小企業の経営者、人事・労務担当の皆さま

## 「健康経営」はじめませんか

豊前商工会議所は、「健康経営優良法人2022」に認定されました。

### 「健康経営」とは

従業員などの健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することです。

従業員と一緒に健康の維持や増進に取り組むことで会社の活性化やイメージ、業績を向上させていく取り組みです。

今後も続くであろう「人手不足問題」などを背景に、「健康経営」に注目する経営者が増えています。

### 「健康経営優良法人認定制度」とは

優良な健康経営を実践している企業等を「健康経営優良法人」として日本健康経営会議(経済産業省)が認定する顕彰制度です。

「健康経営優良法人」に認定されると、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として社会的な評価を受けられます。

また、労働生産性の向上、医療費負担の軽減、企業のイメージアップとして採用力の強化や離職率・定着率が改善することもメリットです。

申請等の詳細は、経済産業省のホームページ(健康経営優良法人で検索)をご覧ください。

豊前商工会議所では、共済制度引受会社であるアクサ生命保険㈱(健康経営アドバイザーの資格を有し、健康経営支援プログラムを通じて)と共に会員事業所の健康経営実践の取り組みをサポートしています。

お問い合わせは、豊前商工会議所 小島(TEL:83-2333)までお願い致します。



28	22	21	4	日
木	金	木	月	曜
福岡連専務理事会	北九州地域中小企業支援協議会総会 豊前商工会議所女性会定時総会	北九州地域中小企業支援協議会幹事会 福岡連中小企業相談所長会議	三役会	行事

### 会議所の動き《四月》

## 6月の無料相談会

お気軽にご利用ください。

### 税務相談(税金に関する各種相談)

- 日時 6月16日(木) 13:00~16:00
- 担当 担当税理士

### 金融相談(事業資金融資に関する各種相談)

- 日時 6月15日(水) 10:00~12:00
  - 担当 日本政策金融公庫・専門相談員
- ※金融相談は事前予約が必要です。  
豊前商工会議所 TEL83-2333

## 労働保険年度更新のお知らせ

令和4年度の労働保険年度更新の手続き期間は、6月1日(水)から7月11日(月)までです。事業主の皆様には、この期間中に労働保険料等の申告と納付の手続きを行って頂くようお願い致します。

労働保険料の申告と納付の手続きは、最寄りの銀行・郵便局等の金融機関の窓口、労働基準監督署又は、福岡労働局総務部労働保険徴収課で行う事ができます。また、電子申請や郵送で申告を行うこともできます。

「年度更新手続」に関する詳しい内容につきましては、福岡労働局総務部労働保険徴収課(TEL092-434-9833、9834)まで、お問い合わせください。また、厚生労働省のホームページでもご覧いただけます。

厚生労働省のホームページは  
<https://www.mhlw.go.jp/>です。

